

令和 4 年度
第 1 回鳥取市公共事業再評価委員会

議事(2) 市道美術館通り道路整備事業

- ・市道美術館通り道路整備事業

【再評価に係る資料】	・・・P 1 ～ 8
・再評価審議対象事業一覧	・・・P 9
・再評価対象箇所位置図	・・・P 1 0
・再評価に係る対応方針（案）	・・・P 1 1
・事業の概要及び再評価に係る資料	・・・P 1 2 ～ 1 6
・今後の予定	・・・P 1 7

市道美術館通り道路整備事業
【再評価に係る資料】

◎前回の再評価（事業休止）について（H16.1再評価）

- 1. 休止までの経過 . . . 2ページ
- 2. 休止までの事業費年度割表 . . . 3ページ
- 3. 休止までの工事施工状況 . . . 4ページ

◎今回の再評価（事業中止）について

- 4. 中止に至るまでの経緯 . . . 5ページ

◎その他

- 5. 今後、鳥取県が実施する県立鳥取少年
自然の家跡地整備事業について . . . 6ページ
- 6. 県立鳥取少年自然の家跡地整備及び
市道美術館通りの取扱いに関する覚書 . . . 7ページ
- 7. 現地状況について . . . 8ページ

1. 市道美術館通り道路整備事業の休止までの経過

H 8. 6月： 県議会にて「鳥取少年自然の家」敷地内に、「県立美術館」建設を認定
↓ （道路整備の分担について県と市が協議）

H 9. 6月： 市道認定に係る市議会承認（全線を市が整備）

H10. 3月： 「鳥取少年自然の家」閉館、鳥取県が「県立美術館」の設計に着手

H10. 4月： 市道認定を部分的に告示（既存道路の一部）

H10.11月： **「市道美術館通り」の工事に着手**

H11. 1月： 「県立美術館」の工事に着手（仮設道路）

H11. 6月： 「県立美術館」の建設場所等の見直しを提案（県）

H11. 9月： 「県立美術館」建設について凍結の答弁（県）

H12. 9月： 「県立美術館」建設について期限を設けない、凍結の答弁（県）

H15. 7月： 「県立美術館」建設見通し・「市道美術館通り」整備の必要性について
照会文を県に提出

H15. 8月： 県から照会文に対する回答

H15. 9月： **「市道美術館通り」整備の休止を答弁**

H16. 1月： **「市道美術館通り」整備の事業再評価を行い、事業休止となる**

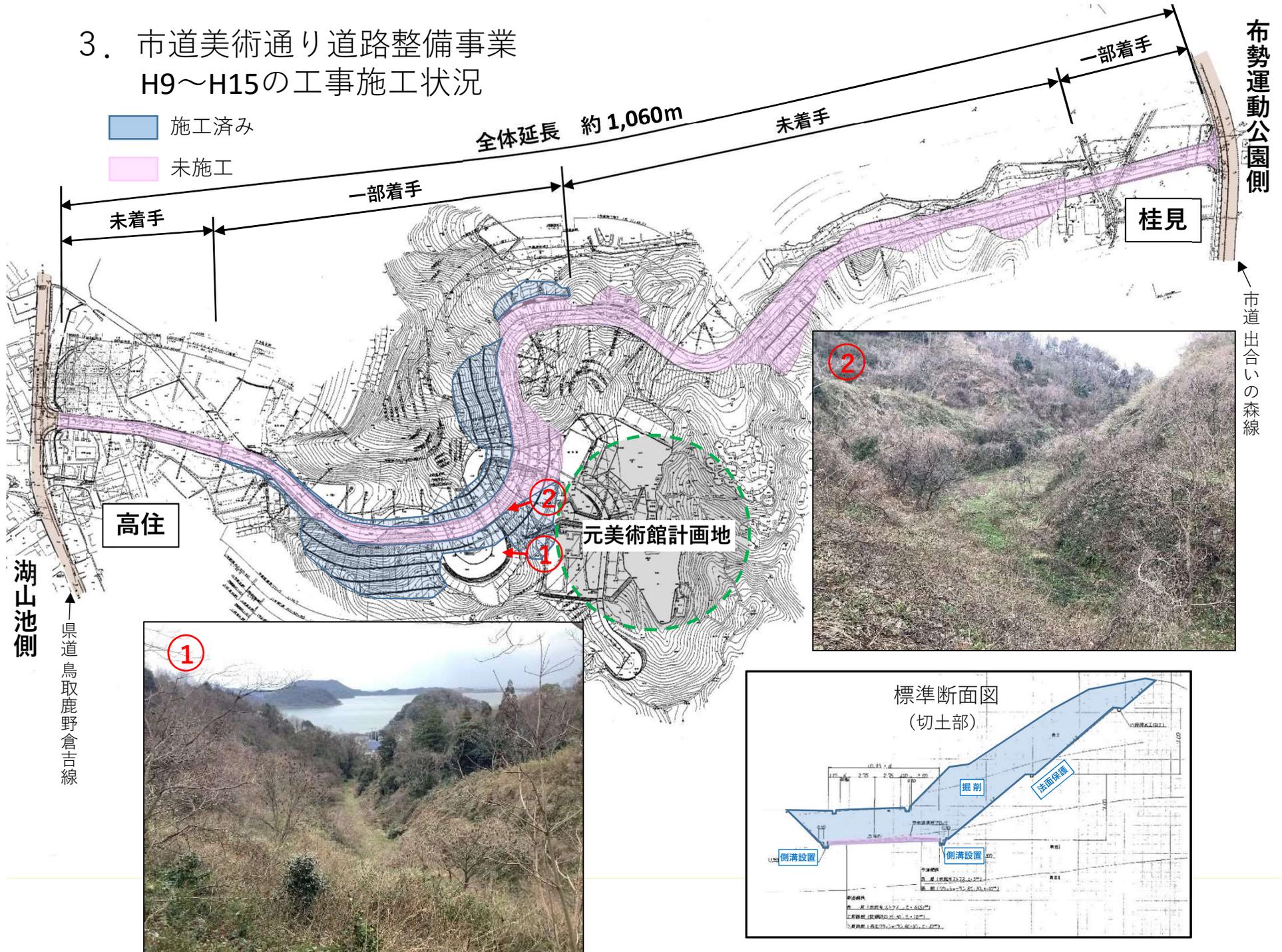
2. 市道美術館通り事業費年度割表

(千円)

		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	残事業費	事業費合計
地方特定道路整備工事（地特）		36,700								36,700
緊急地方道路整備事業（交付金A）			222,000	46,000						268,000
緊急地方道路整備事業（交付金B）									565,300	565,300
道路整備事業（地域戦略プラン）				30,000	100,000	10,000	10,000	10,000		160,000
合 計		36,700	222,000	76,000	100,000	10,000	10,000	10,000	565,300	1,030,000
財源内訳	国庫補助金		111,000	38,000	50,000	5,000	5,000	5,000	310,915	524,915
	起 債	33,000		37,900		5,000	5,000	5,000	241,600	327,500
	市 費	3,700	111,000	100	50,000				12,785	177,585
累 計		36,700	258,700	334,700	434,700	444,700	454,700	464,700		
進捗率（事業費ベース）（%）		4%	25%	32%	42%	43%	44%	45%	55%	

3. 市道美術通り道路整備事業 H9～H15の工事施工状況

■ 施工済み
■ 未施工



4. 事業中止に至るまでの経緯

H16. 1月：「市道美術館通り」整備の事業再評価を行い、事業休止となる



(鳥取市への美術館建設について、鳥取県に対して要望を続けたが・・・)

H29. 3月： 倉吉市営ラグビー場を美術館建設場所とする基本計画予算案を可決

R1 . 8月： 鳥取県が「鳥取少年自然の家」跡地の利活用について検討開始

R4 .11月： 鳥取県から鳥取市に対し、跡地の利活用についての申出

- ・「鳥取少年自然の家」跡地は、県が「多目的広場・遊歩道」等を整備
- ・「市道美術館通り」は、県が市から移管を受けてアクセス管理道として整備
- ・市は公共事業再評価委員会への諮問その他必要な手続きを行い、市道廃止後は権利を県に移管

R4 .12月： 鳥取県からの申出の内容について、承諾する旨を回答

R5 . 2月： 鳥取県と鳥取市で「鳥取少年自然の家跡地整備」及び「市道美術館通り」の取扱いに関する覚書を締結

5. 今後、鳥取県が実施する県立鳥取少年自然の家跡地整備事業について



多目的広場等整備イメージ

1 事業の目的、概要

未利用財産となっている鳥取少年自然の家跡地（鳥取市桂見）に、「遊歩道」「多目的広場」を中心とした現地の豊かな自然や地形を活かした施設の整備を行う。

2 整備方針

完成予定時期は令和6年度末。跡地整備後はとっとり出合いの森として一体的に管理する。

平成15年度から整備が休止となっている市道美術館通りについては、市から県に移管し、跡地に整備する公園へアクセスする管理道として、県が整備する。

これまでに市道美術館通りの整備に要した市の実質負担額については、管理道整備の一環として県が全て負担する。

【工事概要】 ※詳細設計未了のため多少の増減の可能性あり。

進入路延長	約850m
管理道延長	約600m
広場面積	約3,300㎡（芝滑り台含む）
駐車場	約50台（内ユニバーサル駐車場2台）
公園施設	トイレ・休憩舎、芝滑り台、あずまや、絶景ブランコ、展望施設（2階建て71㎡）

6. 県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いに関する覚書

県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いに関する覚書の締結について

県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについて鳥取県と合意し、下記のとおり覚書を締結しましたので報告します。

記

1 締結日

令和5年2月8日（水）

2 覚書の内容

- 県は、県立鳥取少年自然の家跡地に多目的広場等を整備し、整備後は、出合いの森の一部として一体的に管理。維持管理に係る費用は県が負担する。
- 県は、多目的広場等への進入路となる管理道について、現在の市道美術館通りを活用して整備を行う。
- 市は、市道美術館通りを廃止後、市道美術館通りに係る権利（既整備部分及び用地に関する権利を含む）を県に移管する。
- 市道美術館通りの整備に要した実質負担額は、県が全て負担する。
- 市道美術館通りの整備のための用地取得に係る国庫補助金の返還を要する事となった場合には、当該返還額及び返還手続きの一環としての不動産鑑定評価に要した費用の額は、県が全て負担する。
- 県は、鳥取県議会平成29年2月定例会議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」の議決に当たり付された鳥取県立美術館整備推進事業に係る附帯意見について、これを尊重する。

3 今後の予定

- 令和5年3月 ・公共事業再評価委員会開催（市道美術館通り整備事業の中止について意見を求める。）
- 6月 ・6月市議会に市道廃止議案提出。議決後「市道廃止」告示。
・用地取得に係る国庫補助金返還の必要あれば6月補正計上。
・県負担金額確定（書面の取り交わし）
- 7月以降 ・市道美術館通りの用地の所有権を市から県に移転。
・国土交通省へ国庫補助金を市から返還。
・県から市へ負担金を支払い。

（参考）これまでの経緯

昭和55年6月	鳥取少年自然の家を鳥取市桂見に開設（県）
平成8年7月	教育委員会において、鳥取市桂見を建設場所とする「鳥取県立美術館建設の基本的方向」を決定（県）
平成9年6月	市道認定に係る市議会承認（市）
平成9年～	鳥取市は県の依頼に応じ、1.06kmの市道美術館通り整備に着手（平成15年度まで）
平成10年3月	鳥取少年自然の家廃止（県）
平成10年4月	市道の認定を告示（市）
平成11年5月	県として、建設場所について再検討の方針を表明
平成15年8月	県教育長が鳥取市長に対し「財政状況を踏まえ美術館建設は難しい」旨回答
平成16年1月	市道美術館通りの公共事業再評価委員会開催。市道美術館通り整備の事業休止（市）
平成28年8月	県教委は、総務教育常任委員会で鳥取市桂見の旧美術館建設候補地を新美術館建設候補地から外し、正式に計画を廃止したことを説明
平成29年3月	平成29年2月定例県議会で、倉吉市営ラグビー場を建設場所とする基本計画及びPFI導入可能性調査等に要する予算案について、鳥取県立美術館推進事業に係る附帯意見を付して可決
平成31年3月	知事と鳥取市長が協議。これまでの経緯を謝罪し、地元への説明を尽くすことを伝え、今後、美術館通り線桂見の建設予定地の取扱い等の課題解決に向けて実務レベルで協議することで一致
令和3年4月～令和4年3月	令和3年度予算により概略設計を実施
令和4年4月～令和5年3月	令和4年度予算により詳細設計を実施
令和4年11月25日	県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについて、県が市に申出書を提出 ⇒市が県に承諾する旨及び詳細は書面締結いただきたい旨の回答（12月9日）
令和4年12月19日	市は、12月鳥取市議会の全員協議会にて、県からの申出書及び申出に対する市の回答を報告。
令和4年12月20日	県は、12月鳥取県議会常任委員会にて、県からの申出書及び申出に対する市の回答を報告。

7. 現地状況について



令和4年度 第1回 鳥取市公共事業再評価委員会 再評価審議対象事業一覧

(事業費：千円)

事業区分	事業名	事業箇所	事業期間 (事業認可の事業期間)	前回評価 年度	再評価 理由※1	一定期間が経過した理由等
国庫補助 事業	市道美術館通り道路整備事業	鳥取市高住～桂見	H9 ～ 休止中	H15	⑥	美術館（目的地）建設が凍結となり、事業休止中であるため。

※1 再評価の対象とする事業（鳥取市公共事業再評価実施要綱第2条）

国土交通省所管 管理に係る事業等を除くすべての事業

- ①事業採択後5年を経過している継続中の事業
- ②事業採択後5年を経過している継続中の事業であって、進捗状況、社会情勢等から再評価が必要であると判断される事業
- ③事業採択後10年を経過している継続中の事業
- ④事業採択前の計画段階で5年を経過している事業
- ⑤再評価の実施後さらに5年を経過した事業
- ⑥前号に掲げるものほか、社会情勢の変化等により市長が必要と認める事業

令和4年度 鳥取市公共事業評価対象箇所 位置図



鳥取市公共事業再評価委員会 再評価に係る対応方針（案）

事業区分	事業名	対応方針（案）			対応方針（案）の理由及び今後の方針
		継続	休止	中止	
国庫補助事業	市道美術館通り道路整備事業			○	<p>本事業は県立美術館の建設に伴うアクセス道路として、平成9年度に事業着手していたが、美術館建設が凍結となり、平成16年1月の再評価委員会の意見を踏まえ、現在まで休止している。</p> <p>こうした中、当該予定地に多目的広場や遊歩道施設と一体に進入路に関しても鳥取県が整備する方針となり、この施設は管理道として取り扱われることから、今回、本事業を中止とするものである。</p>

事業の概要及び再評価に係る資料

ふ 事 業 名	しどうびじゅつかんどお どうろせいびじぎょう 市道美術館通り道路整備事業		
事 業 種 別	補助	交付金	市単独
ふ 事 業 箇 所	とっとりし たかづみ かつらみ 鳥取市高住～桂見		
再 評 価 理 由	社会情勢の変化等により市長が必要と認める事業		
一 定 期 間 が 経 過 し た 理 由 等	美術館（目的地）建設の凍結により、事業を休止していたため。		
事 業 概 要	計 画 延 長 : L=1,060m 幅 員 : W=5.5m (全幅10.95m) 全体事業費 : 1,030,000千円 (うちH9～15までの投資事業費 : 464,700千円) 事 業 期 間 : 平成9年度～平成15年度 (平成16年度～令和4年度まで事業休止)		
評 価 の 実 施 経 緯	事前評価		再評価 平成15年度
前 回 評 価 の 概 要 等	評 価 年 度	平成15年度	
	事 業 概 要	計画延長 : L=1,060m 幅員W=5.5m (全幅10.95m)	
	再 評 価 理 由	事業採択時には県立美術館の建設が計画され、そこへのアクセス道路として必要な位置づけであったが、その後、県立美術館が当該場所に建設されることが白紙となり、本事業の必要性が変わったため。	
	回 答 結 果	事業休止	
	審 議 の 概 要	事業進捗状況の確認 : 46% (事業費ベース) 法面崩壊及び土砂流出防止対策の確認 : 実施済み 本路線の利用状況の確認 : 関係者以外利用状況なし (進入防止対策実施済) 用地取得交渉中の案件確認 : 特に問題なし	
	付 帯 意 見	特になし	
付 帯 意 見 の 対 応 状 況	特になし		

1 事業の概要	
(1) 事業目的	<p>【前回評価時】</p> <p>鳥取県の財政状況を理由に県立美術館の建設が当面白紙となり、美術館のアクセス道路として整備する位置づけも白紙となる。</p> <p>【前回評価時点からの変更点及びその要因等】</p> <p>県立美術館の建設が別の場所（倉吉市）に決まり、また、本路線をアクセス管理道として含めた多目的広場等の整備（県立鳥取少年自然の家跡地整備事業）を行う方針となり、本事業の継続目的を完全に失う。</p>
(2) 必要性	<p>【前回評価時】</p> <p>【交通事故の多発】</p> <p>—</p> <p>【防災幹線ルート機能】</p> <p>—</p> <p>【慢性的な渋滞】</p> <p>—</p> <p>【前回評価時点からの変更点及びその要因等】</p> <p>県立美術館の建設地が別の場所に決まり、本事業の必要性がなくなる。</p>
(3) 効果	<p>【前回評価時】</p> <p>【地域間連携、防災機能、地域住民の安全・安心】</p> <p>—</p> <p>【救急医療支援】</p> <p>—</p> <p>【前回評価時点からの変更点及びその要因等】</p> <p>—</p>

(4) 事業内容	項目	(2003 年度)	(2022 年度)	増減
		前回評価時点	今回再評価時点	
	道路規格	第3種4級	事業休止中	
	設計速度	30 km/h		
	計画延長	1,060m		
	計画幅員	有効幅員 5.5m		
		全体幅員 10.95m		
	計画交通量	L交通 (100台/日・方向未滿)		
	現況交通量	—		
	財源内訳	国50%		
		市50%(起債・市費)		
	【前回評価時点からの変更点及びその要因等】 事業休止中			
(5) 根拠法令、関連事業、特記事項等	【事業根拠法令】 事業を休止しているため、特になし 【関連事業】 鳥取県が県立美術館建設に代わり、県立鳥取少年自然の家跡地整備事業（以下「別事業」という）を実施。 【特記事項】 —			

2 再評価のための資料

(1) 事業進ちょく状況等

項目	(2003 年度)	(2022 年度)	増減
	前回評価時点	今回再評価時点	
事業採択年度	H9	事業休止中	
着工年度	H9		
完了予定年度	事業休止		
事業期間	未定		
全体事業費	10.3億円		
投資事業費	4.647億円		
	(H15年度末時点)		
進ちょく率 (事業費ベース)	45.1 %		

【前回評価時点からの変更点及びその要因等】

事業休止していたため、進捗なし

【残事業の内容等】

事業中止により、残事業なし

(2) 事業を巡る社会情勢等の変化

【現状での課題】

事業目的が無くなり、また、当該地において別事業が実施されることから、本事業を中止する必要が生じている。

【地域の協力体制】

別事業実施について、鳥取県が地域住民等に対して適宜説明を行い理解を示していただいている。

【関連事業との整合性の変化】

美術館建設が当面白紙の状況であったが、別事業が行われる方針となり、本事業路線も管理道として鳥取県が整備することになった。

【地域の事業に対する社会的評価】

—

【その他】

事業中止後には、他事業により実施されるため、本事業路線の権利を鳥取県に移管する必要がある。

(3) 費用対効果分析の要因の変化	【費用の変化】 —																																																		
	【事業期間】 — 【費用対効果分析の結果】 — 【費用便益比の計算】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">項 目</td> <td>(年度)</td> <td>(年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">前回評価時点</td> <td>今回再評価時点</td> </tr> <tr> <td>費用項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持修繕費</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便益項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行時間短縮便益</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行経費減少便益</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通事故減少便益</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td></td> <td>億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用便益比 B/C</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※上記の事業費は、(1)記載の全体事業費ではなく費用便益計算上使用する事業費</p>	(単位：百万円)				項 目	(年度)	(年度)		前回評価時点		今回再評価時点	費用項目				事業費		億円		維持修繕費		億円		総費用 (C)		億円		便益項目				走行時間短縮便益		億円		走行経費減少便益		億円		交通事故減少便益		億円		総便益 (B)		億円		費用便益比 B/C		
(単位：百万円)																																																			
項 目	(年度)	(年度)																																																	
	前回評価時点		今回再評価時点																																																
費用項目																																																			
事業費		億円																																																	
維持修繕費		億円																																																	
総費用 (C)		億円																																																	
便益項目																																																			
走行時間短縮便益		億円																																																	
走行経費減少便益		億円																																																	
交通事故減少便益		億円																																																	
総便益 (B)		億円																																																	
費用便益比 B/C																																																			
(4) コスト縮減の取り組み	【実績】 —																																																		
	【今後の見込み】 —																																																		
(5) 環境への影響・配慮	【想定される影響】 事業中止後、鳥取県が別事業として整備を行うため、影響は特になし。																																																		
	【環境への影響を回避又は軽減する方法】 事業中止後、鳥取県が別事業として整備を行うため、影響は特になし。																																																		
	【前回評価時点からの変更点及びその要因】 H16年の事業休止以降、土砂流出防止のため設けられた沈砂池の清掃管理を実施してきたが、今後鳥取県が別事業として必要な整備を行うこととなる。																																																		
	【※事業を中止した場合の影響等】 本事業路線を鳥取県へ移管した後、鳥取県が別事業として必要な整備を行い、利活用が図られる。																																																		

○今後の予定

- | | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年3月 | 再評価委員会会議録作成及び審議結果を市長に報告
事業の対応方針を決定
再評価結果及び委員会会議録、会議資料の公表 |
| 6月 | 6月市議会に市道廃止の議案を提出
議決後、市道廃止を告示 |
| 7月以降 | 市道美術館通りの用地所有権を県へ移転
国土交通省へ国庫補助金を市から返還
県から市へ負担金を支払い
国への補助金返還及び県からの負担金受領 |